

# 令和2年度第4回関東地方整備局事業評価監視委員会 議事録

## 審 議

### ■再評価案件（重点審議案件） 再評価対応方針（原案）の説明・審議 ・霞ヶ浦導水事業

（上記について、事務局から資料により説明）

○朝倉委員長 ありがとうございます。それでは、委員の先生方から、ただいまの説明につきまして、御意見もしくは御質問がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

はい、田中先生、どうぞ。

○田中委員 19ページ目に調査費用と書いてありますが、高浜機場のろ過装置の効果確認というのは調査費用でしょうか。あるいはその調査した結果、高浜機場のスペックをさらによいものにする費用を含んでいるのでしょうか。あるいは、将来的にその分が増大になる可能性があるのかどうか。

霞ヶ浦はカワヒバリガイがいて、それでろ過装置と言っているのか、ちょっと分からないですけども、その幼生をろ過する必要があるとして、そういうのがあると機場にべったり張りついて、将来の維持管理にも影響を与えたり、あるいは那珂導水路の導水管にへばりつくこともあり得ます。とすると、カワヒバリガイ対策とかの関連で、調査費用というのは実際どの程度まで見ているのかを教えてください。また、将来的に何か、それによって施設費用として増加する可能性があるのかを教えてください。

将来の維持管理費にも関係してくると思います。

○事務局 高浜機場における、ろ過装置の効果確認の内容ですが、霞ヶ浦においては、先生から御指摘があった外来種でありますカワヒバリガイの生態確認調査を行っています。

これまでの調査では、現状では高浜沖には、カワヒバリガイは確認されておりませんが、霞ヶ浦の広範囲に生息していることが確認されています。

生息域調査や生態調査を引き続き調査していく費用を見込んでいます。

また、カワヒバリガイの生息域状況によって、霞ヶ浦から那珂川へ送水する時期的、季節的な検討、それによって浄化施設、ろ過施設が必要かどうかというものを含めて、現在調査を行っている状況です。

現状では、砂ろ過施設を計画していますが、外来生物自体の移送は防止できるということと、卵も全て除去できるというところまでは確認できています。さらなる細かい施設の効果確認を継続して行っているところです。

○田中委員 分かりました。そういう調査で費用がかかる。それは、将来、その調査の結果、場合によっては費用が増加する可能性もあるということですか。

○事務局 全部将来的な予測まで、現状では断言できませんが、計画している砂ろ過施設、それと運用を組み合わせた形で、支障のないような送水ができるものと見込んでいます。

○田中委員 分かりました。どうもありがとうございます。

○朝倉委員長 ほかは、いかがでしょうか。

○横木委員 横木ですけど、よろしいでしょうか。

○朝倉委員長 お願いします。横木先生。

○横木委員 茨城大学の横木です。

事業費について、今回、大体 2,000 億弱から 2,500 億弱ぐらいになるという中の一番大きい増額がトンネル関係で、資料の 16 ページになりますが、トンネルの施工に要する費用の精査ということで、シールドマシーンを入れる立坑とか、そういう図面が示されていると思います。これが詳細設計をされて、精査されたということですが、実際に造るときにはもう一度、1 個 1 個積算されて、その結果、後で出てきましたが、例えば建屋がちょっと安くなるとか、高くなるとか、そういう変動はまだあるというような意味でしょうか。それとも、今回のご説明でほぼ確定と考えてよろしいでしょうか。

○事務局 16 ページはイメージですが、もう既に、トンネル工事の発注に向けて、当該現場の状況を加味した施設配置計画全てにつきましては、設計を終えています。

それに基づいて、必要な材料の数だったり、ポンプの台数だったり、そういったものを全て細かく積み上げて、工事の発注額レベルで積算を行った結果に基づいたトンネルの費用を算出していますので、施工段階において、受注企業さんの努力によってコスト削減の可能性はありますが、発注者側の設計段階においては、もう増額要因はないというレベルでの積み上げになっています。

○横木委員 分かりました。ありがとうございます。

○朝倉委員長 ほか、いかがでしょうか。

○手塚委員 よろしいですか。

○朝倉委員長 はい、手塚委員、お願いします。

○手塚委員 (ここまで) B/Cのうちのコスト(C)の話が中心の質問だったと思いますが、Bにも関連した話(質問)です。8ページに、これまでの進捗状況についての資料があり、平成30年度の和解の話があります。

和解が成立したということで、今後、工期が大幅に延びる可能性はないと考えてよいからお伺いします。いま、B/Cの値は1.4になっていますが、場合によっては1を下回ってしまう恐れもあるため、工期が延びる可能性の有無について確認をさせてください。

○事務局 先ほど、工期の説明において、最大限延びる場合として、令和12年という説明をさせていただきました。

一部、並行作業ができる工事があれば縮む可能性はあるという説明を差し上げましたので、現時点では最大でも令和12年度までと考えています。

特に、漁業関係者との関係の魚類迷入調査ですが、今年やっと1年が経過して、今2年目の調査サイクルに入っているところですが、これまで漁業関係者にお示しさせていただいた迷入防止対策、それからこれまでの迷入調査の結果から踏まえると、また新たに施設が必要とか、新たな対策が必要というような傾向は現時点では確認されておりませんので、工期増について、現在は想定していません。

○手塚委員 ありがとうございます。

○朝倉委員長 ほか、いかがでしょうか。

私から一つお伺いします。

便益の算定のところですけども、27ページのスライドをお願いします。

この事業のそもそもの目的は、水質の浄化と、流水の正常な機能の維持と、それから都市用水の供給と、この三つあったと思います。それを便益として積み上げて評価するわけですが、水質浄化と流水の正常な機能については、しかるべき方法で評価していますが、都市用水の供給については評価の対象になっていないように見えます。それはどういうふうに理解すればよろしいですか。

○事務局 新規の都市用水は、水道用水、あるいは工業用水に関する部分かと思います。例えば水道用水につきましては、水道の事業主体の方の事業評価の枠組みの中で評価され

ることになりますので、今回の関東地方整備局、国交省の事業の中での費用便益の算定に当たっては、Bの中には入っていません。

○朝倉委員長 そうすると、都市用水の供給に関連する建設費に相当する分も今回評価の建設費のほうには入っていないという考えでよろしいですか。

○事務局 はい。

今回の事業評価の中に入っているのは、水質浄化、それから流水の正常な機能の維持になっており、資料 30 ページを御覧いただきますと、一番下にアロケーション率が示されています。

○朝倉委員長 はい、水質浄化と流水の正常な機能の維持に 60%弱という数字が入っています。この 60%弱が水質浄化と流水の正常な機能の維持、残りの 40%が都市用水の供給ということでしょうか。

○事務局 そのとおりです。

○朝倉委員長 分かりました。そこの説明がなかったもので、いま一つ全体像が見えなくて、費用についても同様にそのような項目になっているということだろうと思いついていました。質問ですが、関連自治体の意見に東京都がありません。東京都は、都市用水に関して、この事業にコミットしているけれども、東京都の意見は特になくて、茨城県と千葉県はある。千葉県は、この事業にはお金は払っていないけれど、利根川がきれいになるのでメリットがあると、このような理解でよろしいですか。

○事務局 千葉県についても、水質浄化と流水の正常な機能の維持ということで、利根川のほうにも効果がありますので、事業を推進するときには、河川の改修と同じように、千葉県からも一部費用を負担していただくことになります。

○朝倉委員長 分かりました。都市用水ということに関しては、千葉県はその事業から一部撤退したけれども、それ以外の費用負担もされているということですね。

○事務局 はい。

○朝倉委員長 分かりました。

東京都は、都市用水をもらって、それに対してお金は払うけども、その分は、今回のこの費用便益分析の枠組みには入っていないので、関連自治体の意見がないという理解でいいですか。

○事務局 はい。

○朝倉委員長 その辺の説明があると、全体像が見えて分かりやすかったですね、ありが

とうございます。

○事務局 次から説明の仕方も含めて、工夫したいと思います。ありがとうございます。

○朝倉委員長 ほかに御意見はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今、御審議いただいたこの案件ですけれども、事業としては、流域の環境の改善にも貢献することが大きいということでありまして、関係自治体もポジティブな意見をお持ちのようなので、事務局原案どおり、継続ということにさせていただきたいと思いますが、皆さん、御意見いかがでしょうか。

○各委員 異議ありません。

○朝倉委員長 では、特に御異議ないということですので、ただいま御審議いただいた案件については、継続して実施していただくということといたします。ありがとうございました。

それでは、本日は、この案件1件ですので、以上で審議は終了ということにさせていただき、進行を事務局のほうにお戻しいたします。

閉 会